

尼崎市総合計画審議会資料
資料第1号—3
平成29年7月19日

後期まちづくり基本計画施策体系 (前期計画との比較)

尼崎市

後期まちづくり基本計画施策体系案(前期計画との比較)

前期まちづくり基本計画

施策の展開方向		行政の取り組むこと
【地域コミュニティ】 みんなの支えあい地域が元気なまち		
1-1	多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。	地域コミュニティの形成・活性化に対する支援
1-2	子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。	地域コミュニティの形成・活性化に対する支援 市民の市政参画を進めるしくみづくり
1-3	市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシブシブ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。	市民の市政参画を進めるしくみづくり 地域コミュニティ活動を担う人材の育成
【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち		
2-1	市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進
2-2	健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。	運動やスポーツによる市民の健康づくり
2-3	生涯学習やスポーツ活動を通して、生きがいつくりや地域での交流を促進していきます。	市民の生きがいつくりや交流の推進
【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち		
3-1	確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。	教育・学習内容の充実 心のケア・心の教育の充実 子どもの健康な体づくり
3-2	子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。	安全な教育環境の確保
3-3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	家庭・地域・学校の連携推進
【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち		
4-1	家庭における子育て力を高めます。	家庭の子育て力の向上支援 保育事業、放課後児童対策等による支援
4-2	子どもの主体的な学びや行動を支えます。	子どもの主体的な学びや行動への支援
4-3	地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。	地域の子育て力の向上支援 児童虐待の早期発見と非行化の防止に向けた地域環境づくり

主要取組項目へ

後期まちづくり基本計画(案)

施策の展開方向		行政の取り組むこと
【地域コミュニティ】 みんなの支えあい地域が元気なまち		
1-1	多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。	地域分権型社会に向けた取組
1-2	地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。	地域コミュニティの形成のための支援 地域コミュニティ活動を担う人材の育成
【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち		
2-1	主体的な学習や生きがいつくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成・交流の推進 公共施設・地域資源等の活用による学習支援
2-2	健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。	運動やスポーツによる市民の健康づくり
【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち		
3-1	確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。	教育・学習内容の充実、子どもの健康な体づくり
3-2	体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。	心のケア・心の教育の充実
3-3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	家庭・地域・学校園の連携推進
3-4	子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。	安全な教育環境の確保
【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち		
4-1	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。	安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
4-2	保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。	保育事業、放課後児童対策等による支援
4-3	すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。	支援を必要とする子どもの早期発見と早期対応 支援を必要とする子ども・家庭を地域で支えるための支援
4-4	子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。	子どもの主体的な学びや行動への支援

わいわいキッズプランあまがさきの策定に伴い再編

前期まちづくり基本計画

【人権尊重】人権文化の息づくまち		
5-1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。	多文化共生社会の実現 男女共同参画社会の実現 ワークライフバランスの取組推進
5-2	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。	人権問題の啓発と人権教育の取組 多文化共生社会の取組
5-3	人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。	人権侵害の防止と被害者への支援
【地域福祉】誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち		
6-1	小地域福祉活動を活発にします。	新たな人材と組織の育成支援
6-2	地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。	地域生活を支える福祉コミュニティづくり
6-3	専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。	地域福祉に関する相談、支援体制づくり
【高齢者支援】高齢者が地域で安心して暮らせるまち		
7-1	元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。	健康づくり・介護予防の推進
7-2	地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。	高齢者を地域で見守ることができる体制づくり 支援体制の充実と権利擁護
7-3	積極的に地域とかかわることができるよう支援します。	社会参加の促進
【障害者支援】障害のある人が地域で自立して暮らせるまち		
8-1	地域での在宅生活を支えます。	日常生活の支援の充実と権利擁護
8-2	適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。	相談体制の充実とネットワークの構築
8-3	障害のある人の社会への参加を促進します。	日常生活での交流の支援 働く場の確保 社会参加の促進
【生活支援】生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち		
9-1	支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。	支援を要する子どもの早期発見と早期対応
9-2	生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。	幅広い支援に向けた連携 生活困窮者自立支援制度における就労支援
9-3	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。	生活保護の適正運営と自立支援

後期まちづくり基本計画（案）

【人権尊重・多文化共生】互いの人権を尊重し、ともに生きるまち		
5-1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。	多文化共生社会の実現 男女共同参画社会の実現
5-2	人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。	人権問題の啓発と人権教育の取組 人権侵害の防止と被害者への支援
【地域福祉】誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち		
6-1	地域課題に関心を持ち、行動し、「支え合い」をはくむ人づくりを進めます。	支え合いをはくむ人づくり
6-2	市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。	市民や多様な主体の参画と協働による地域づくり
6-3	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。	誰もが安心出来る暮らしを支える基盤づくり
【高齢者支援】高齢者が地域で安心して暮らせるまち		
7-1	高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。	健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
7-2	福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。	福祉サービスの充実と地域の支え合いや相談支援の基盤づくり
【障害者支援】障害のある人が地域で自立して暮らせるまち		
8-1	障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。	日常生活の支援の充実と権利擁護
8-2	相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。	相談体制の充実とネットワークの構築
8-3	地域における交流の促進や移動の支援福祉事業者支援など、障害のある人の社会参加を促進します。	日常生活での交流の支援 社会参加の促進 働く場の確保
【生活支援】生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち		
9-1	相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。	幅広い支援に向けた連携 生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援
9-2	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。	生活保護の適正運営と自立支援

子ども・子育て支援へ

前期まちづくり基本計画

【医療保険・年金】医療保険で健康な生活を支えあうまち		
10-1	支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。	国民健康保険制度など、医療保険制度の適切な維持・運営 国等と連携した国民年金制度の運営
10-2	生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。	被保険者の健康増進による医療費の適正化
【地域保健】いきいきと健康に安心して暮らせるまち		
11-1	ライフステージに応じた健康づくりを支援します。	思春期の教育、出産・子育てにかかる支援 健康づくりや健康回復のための支援等 課題解決に向けたしくみづくり
11-2	適切な医療体制の確保に努めます。	地域医療体制の確保 思春期の教育、出産・子育てにかかる支援
11-3	健康危機管理体制の確立に取り組みます。	健康危機管理体制の確立 生活衛生面の体制確保
【消防・防災】消防・防災体制が充実した安全・安心のみち		
12-1	阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。	防災対策の充実
12-2	大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。	消防・救急・救助体制の充実 消防施設等の整備・充実
12-3	地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。	市民・事業者における火災予防・防災対策支援 地域における防災体制の充実支援
【生活安全】生活に身近な安心を実感できるまち		
13-1	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	防犯力の高い地域コミュニティづくり 交通安全対策の推進
13-2	身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。	安心できる消費生活を実現する環境づくり

後期まちづくり基本計画（案）

【健康支援】いきいきと健康に安心して暮らせるまち		
10-1	健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。	ヘルスアップ尼崎戦略の推進 団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進
10-2	感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。	感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進 健康回復や療養のための支援
10-3	地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。	地域医療体制・健康危機管理体制の確保 食品・環境などの衛生面の体制確保
10-4	国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。	医療保険制度の適切な維持・健全運営
【消防・防災】消防・防災体制が充実した安全・安心のみち		
11-1	火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。	消防・救急・救助体制の充実 消防施設等の整備・充実
11-2	地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。	防災対策の充実
11-3	地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。	市民・事業者における火災予防等 地域における防災体制の充実支援
【生活安全】生活に身近な安全・安心を実感できるまち		
12-1	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	防犯力の高い地域コミュニティづくり 交通安全対策の推進
12-2	市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。	自転車総合政策の推進
12-3	消費者被害の未然防止など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	安心できる消費生活を実現する環境づくり



健康支援の観点で
施策を再編



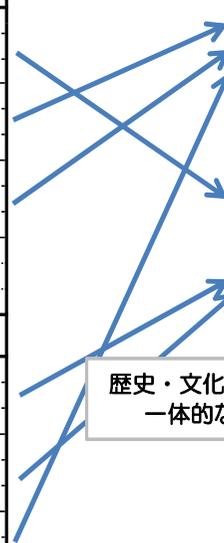
新規項目

前期まちづくり基本計画

【就労支援】能力を活かし、いきいきと働けるまち	
14-1	企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。
14-2	就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。
14-3	多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。
【地域経済の活性化】地域経済の活性化によるにぎわいのまち	
15-1	地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。
15-2	環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。
15-3	地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。
【文化・交流】人をひきつける魅力があふれるまち	
16-1	地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。
16-2	まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。
16-3	地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。
【地域の歴史】歴史遺産を守り活かすまち	
17-1	文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。
17-2	地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。
17-3	住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。

後期まちづくり基本計画（案）

【地域経済の活性化・雇用就労支援】地域経済の発展により、活力があふれ、いきいきと働けるまち	
13-1	製造業やサービス業それぞれの強みを活かし、競争力を高めます。
13-2	本市産業の特長を活かすべく、地域に根ざす産業を支援します。
13-3	働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。
13-4	起業の促進・社会的企業の活躍に向け、資金面や情報提供などの支援をします。
【魅力創造・発信】歴史や文化を守り活かし、人をひきつける魅力があふれるまち	
14-1	まちの魅力を高め、シビックプライドの醸成を図るため、学ぶ機会を増やすとともに、戦略的に発信します。
14-2	尼崎城をはじめとしたまちの多様な資源を活用し、市内外の人の交流の促進をめざし、観光地域づくりに取り組みます。
14-3	まちの魅力と活力を高めるため、地域の文化資源の活用を促進するとともに、新たな文化芸術活動の担い手を育成します。
14-4	まちの歴史とともに学びあえるよう、文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実に取り組みます。



歴史・文化の双方を活用しての
一体的な魅力創造・発信

前期まちづくり基本計画

【環境保全・創造】環境と共生する持続可能なまち		
18-1	環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。	環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成
18-2	地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。	地球温暖化問題への対応 循環型社会の形成 生活環境の保全
18-3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。	自然環境・生物多様性の保全
【住環境】暮らしやすく快適な住環境を備えたまち		
19-1	市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわってける環境づくりを進めます。	誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくり 市民が地域の住環境に関心を持ち、交流・協力してまちづくりに取り組める環境づくり 安全にも配慮した空家対策
19-2	快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。	市民主体のルールづくりや規制・誘導による良好な住環境の継承 すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保 公園緑地・住宅等の維持・整備・更新
【都市基盤】安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち		
20-1	都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。	都市基盤の整備・維持による安全空間の創出 適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減 立地の適正化
20-2	地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。	市民全体のルールづくりによる安全空間の創出と継承

後期まちづくり基本計画（案）

【環境保全・創造】環境と共生する持続可能なまち		
15-1	環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。	環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成
15-2	市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしくみへと転換する取組を進めます。	地球温暖化問題への対応 循環型社会の形成 生活環境の保全
15-3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組みます。	自然環境・生物多様性の保全創出
【住環境・都市機能】安全・安心で快適で暮らしやすいまち		
16-1	市民自らが住環境に関心を持ち、まちづくりに積極的に関わるしくみづくりを進めます。	市民主体のルールづくりや規制・誘導による、良好な住環境や安全空間の創出と継承 市民が地域の住環境に関心を持ち、誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくりに取り組める環境づくり
16-2	住環境を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。	すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保 公園緑地・住宅等の維持・整備・更新
16-3	都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。	都市基盤の整備・維持による安全で快適なまちの創出 適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減

市民が生活していく基盤として
施策を再編

